

農業信用保証保険法第二条第三項第四号及び第六十六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件の一部を改正する件
 制定：令和 2年 4月30日財務省・農林水産省告示第11号

農業信用保証保険法第二条第三項第四号及び第六十六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件の一部を改正する件
 令和 2年 4月30日財務省・農林水産省告示第11号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十年六月十七日大蔵省・農林水産省告示第三十二号（農業信用保証保険法第二条第三項第四号及び第六十六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年四月三十日 財務大臣 麻生 太郎
 農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を付した部分を加える。

改正後	改正前
(主務大臣が指定する資金)	(主務大臣が指定する資金)
第一条 農業信用保証保険法（以下「法」という。）第二条第三項第四号の主務大臣が指定する資金は、次に掲げる資金とする。	第一条 農業信用保証保険法（以下「法」という。）第二条第三項第四号の主務大臣が指定する資金は、次に掲げる資金とする。
一 法第二条第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる資金	一 法第二条第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる資金
イ～ハ (略)	イ～ハ (略)
ニ 農業経営の維持継続に必要な資金であつて次に掲げる要件の全てに該当するもの	ニ 農業経営の維持継続に必要な資金であつて次に掲げる要件の全てに該当するもの
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 次のいずれかに該当するものであること。	(3) 次のいずれかに該当するものであること。
(イ)・(ロ) (略)	(イ)・(ロ) (略)
<u>(ハ) 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な資金</u>	(新設)
ホ・ヘ (略)	ホ・ヘ (略)
二・三 (略)	二・三 (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。
